

箕 面 市 消 防 本 部

雑排水清掃業務委託仕様書

箕面市消防本部雑排水清掃業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 箕面市消防本部（署） | 箕面市箕面五丁目 1 1 番 1 9 号 |
| (2) 箕面市消防署東分署 | 箕面市栗生外院二丁目 4 番 7 号 |
| (3) 箕面市消防署西分署 | 箕面市瀬川三丁目 1 番 5 6 号 |

2 業務期間

契約期間と同じ

3 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 提出書類（原則として A 4 版とする）
 - ① 報告書（作業完了後）
 - ② その他、甲の指示するもの

4 作業内容

- (1) 消防本部（署）
 - ① 1 回目 （年度前半実施）

屋外雑汚水排水管洗浄	3 0 0 m
グリストラップ清掃（雑排処分含む）	2 カ所

屋内流し洗濯風呂床排水枝管洗浄	1 4 力所
洗面、小便器排水管枝管洗浄	2 0 力所
小便器尿石除去薬剤量	4 リットル
② 2 回目 (年度後半実施)	
雑排水管	9 m
グリストラップ清掃 (雑排処分含む)	1 力所

(2) 東分署

① 1 回目 (年度前半実施)	
屋外雑排水管洗浄	1 6 3 m
雑排水防臭柵清掃 (雑排処分含む)	2 力所
屋内流し洗面洗濯風呂床排水枝管洗浄	1 4 力所
小便器排水枝管洗浄	4 力所
小便器尿石除去薬剤量	3 リットル
② 2 回目 (年度後半実施)	
流し台雑排水枝管	1 力所

(3) 西分署

① 1 回目 (年度前半実施)	
屋外雑排水管洗浄	8 2 m
雨水側溝排水洗浄	9 4 m
屋内流し洗面洗濯風呂床排水枝管洗浄	1 7 力所
小便器排水枝管洗浄	4 力所
小便器尿石除去薬剤量	3 リットル
② 2 回目 (年度後半実施)	
流し台雑排水枝管	1 力所

5 特記事項

- (1) 業務日及び業務時間は原則として平日(*)の8時45分～17時15分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、甲・乙協議して決定する。

* 平日とは土・日・国民の祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）以外をいう。

（2）業務実施にあたっては、甲の承認を得て行い、業務終了後速やかに業務終了の報告を行うものとする。

（3）業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとする。